

第 3 章

自転車活用推進のための施策

3-1 自転車活用推進に向けた目標と施策の方向性

本市の自転車を取り巻く現状や課題、国や福岡県の自転車活用推進計画等を踏まえ、長期的な視点で実現すべき目標として、「自転車を快適に利用できるまちづくり」、「自転車を活用した健康づくり」、「自転車を活用したにぎわいづくり」、「自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくり」の4つの目標を定め、それぞれの目標を実現するための施策の方向性を整理しました。

目標1 自転車を快適に利用できるまちづくり

自転車を歩行者や自動車と分離した自転車通行空間を整備し、自転車走行の安全性・快適性を向上させます。また、駐輪場の利便性向上や違法駐車への対策強化等を図り、自転車を利用しやすい環境を整えます。

1. 快適な自転車通行空間の整備
2. 地域特性に合わせた駐輪場の整備
3. 路上放置自転車対策の強化



目標2 自転車を活用した健康づくり

自転車に乗ることは健康を維持するうえでも効果的であるため、市民や企業等に対し、自転車利用による健康づくりの意義や効果についての啓発を進めるとともに、自転車を利用した健康づくりの機会の創出を目指します。

4. 健康づくり事業の推進



目標3 自転車を活用したにぎわいづくり

自転車を通して市内の地域資源の魅力に触れる機会を創出し、にぎわいづくりを推進します。また、観光客のアクセス手段の充実や市内における回遊性向上を目的としたシェアサイクル等の導入を進めます。

5. シェアサイクル等の導入
6. 自転車に関するイベントの実施
7. 自転車による周遊ルートの設定と情報発信



目標4 自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくり

自転車は幅広い世代に利用されることから、各世代に応じた交通安全教育や交通ルール・マナーの周知を行い、市民の安全意識の醸成を図ります。また、自転車保険の加入促進や自転車点検整備を推進し、自転車を安全に利用できる環境づくりを進めます。

8. 交通安全教育の拡大推進
9. 自転車保険の加入促進
10. 自転車点検整備の推進
11. 災害時の自転車活用



3-2 自転車利用の現状と課題に対する目標の整理

2章にて整理した自転車利用の現状と課題に対する目標との関係性は次の通りです。

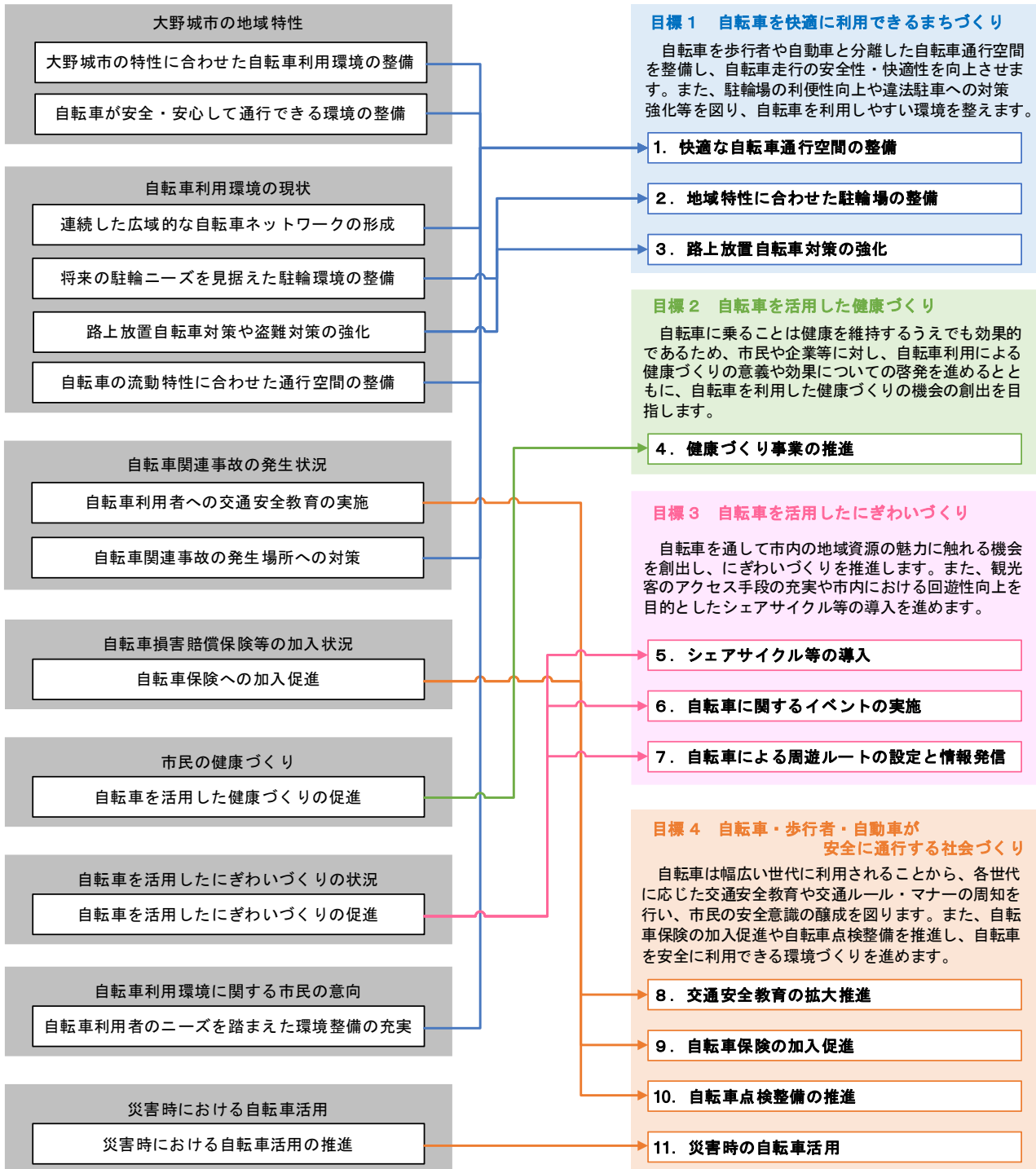


図 3-1 自転車利用の現状と課題に対する目標

3-3 施策の方向性と具体的な取り組み

目標実現のための施策の方向性に基づき、次の具体的な取り組みを実施していきます。

【目標1】 自転車を快適に利用できるまちづくり。

●目標1に関連する開発目標（SDGs）

目標	関連する内容	目標	関連する内容
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>7.エネルギー →自動車から自転車への転換 による環境負荷の低減</p>	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>11.都市 →自転車通行空間の整備 →駐輪場の整備</p>

1. 快適な自転車通行空間の整備

自転車が安全で快適に利用できるよう、連続した自転車通行空間の整備を行います。また、整備にあたっては、地域特性や道路形状に応じた整備形態の選定を行い、計画的に整備を進めます。

【具体的な取り組み】

①自転車ネットワーク計画に基づく整備

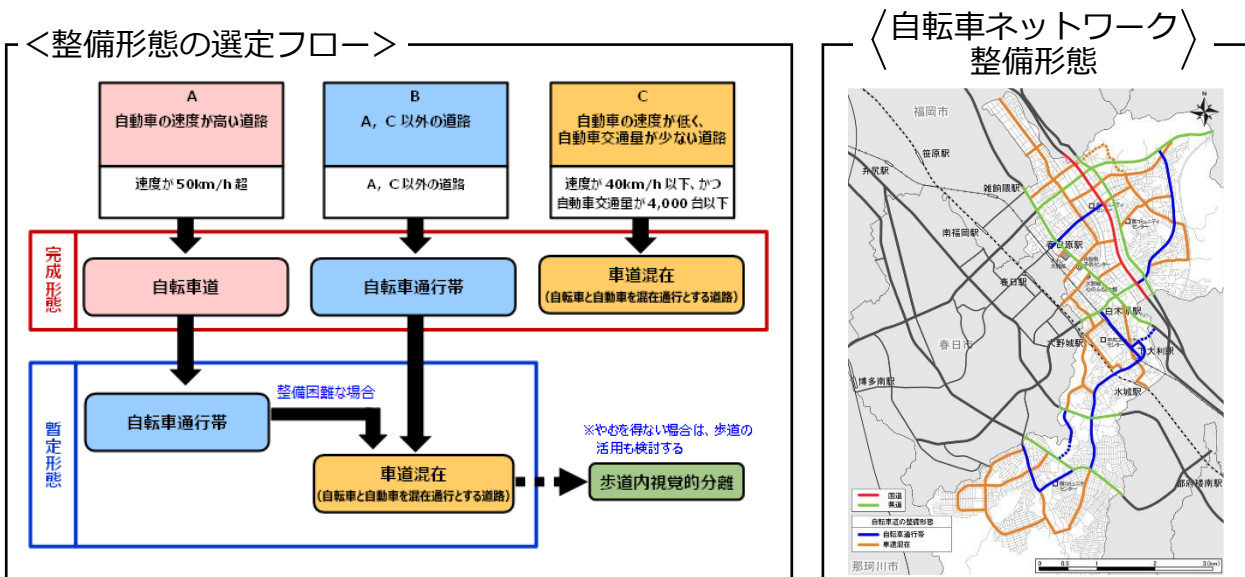
本計画内で策定した自転車ネットワーク計画に基づき、地域特性や道路形状に応じた自転車通行空間の整備を進めていきます。

②自転車通行環境の情報発信

自転車利用者が安全で快適に通行できる自転車通行空間の整備状況を把握できるよう、市のホームページや広報等で広く情報を発信していきます。

■自転車ネットワーク計画の概要（詳細は第4章参照）

自転車は「車両」であり、車道を通行することが大前提という考え方のもと、利便性に優れた合理的な自転車ネットワーク路線の選定及びその路線の整備形態等を定めます。



2. 地域特性に合わせた駐輪場の整備

西鉄天神大牟田線（春日原～下大利）連続立体交差事業（以下「連立事業」という。）や下大利駅東土地区画整理事業（以下「区画整理事業」という。）により、駅周辺の利便性が向上し、駐輪需要の増加が見込まれることから、集約型都市における交通結節機能の拡充のため計画的に駐輪場を整備していきます。

また、サイクル・アンド・ライドの考えのもと、後述するシェアサイクル等（目標3）も活用しながら、自転車から公共交通への乗り換えの連続性の向上も目指していきます。

【具体的な取り組み】

① 自転車等駐車場整備計画に基づく整備

本計画内で策定した自転車等駐車場整備計画を踏まえ、これからの駐輪ニーズに対応した駐輪場の整備を進めていきます。

② 放置自転車対策の推進

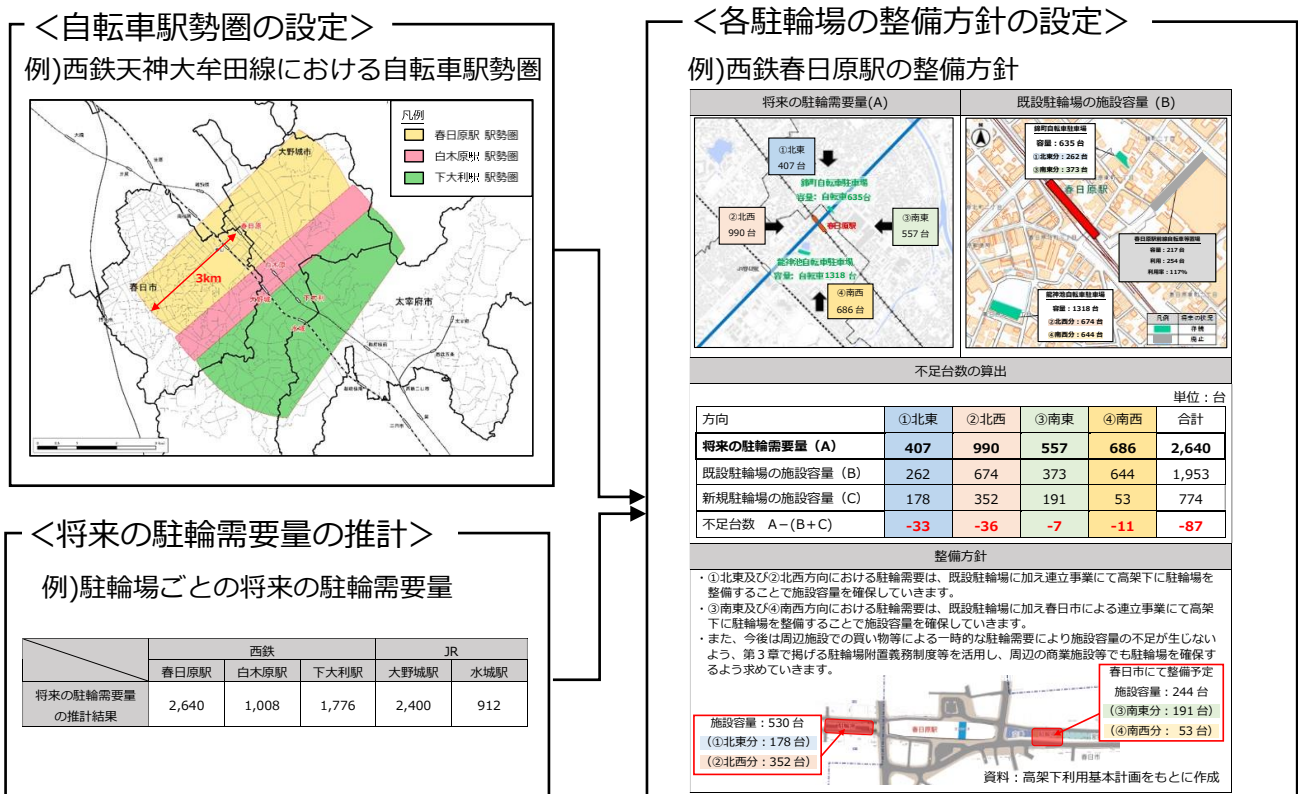
駐輪場内の放置自転車の撤去活動について、他自治体の事例などを参考に実施時間帯や頻度、実施体制を見直し、より効果的に実施していきます。

③ 駐輪場附置義務制度等の導入

一定規模の商業施設等への利用に伴う駐輪需要については、原因者である目的施設側で整備することが原則との考えのもと、民間駐輪場を整備することを義務付ける駐輪場附置義務制度等を導入し、適正な駐輪場の利用を図ります。

■ 自転車等駐車場整備計画の概要（詳細は第5章参照）

駐輪場の現状と課題を踏まえ、将来の駐輪需要を踏まえた適正な駐輪場配置やその整備方針等について定めます。



3. 路上放置自転車対策の強化

歩行者や自転車の安全な通行や良好な景観を確保するため、路上にある放置自転車の撤去活動を強化していきます。

【具体的な取り組み】

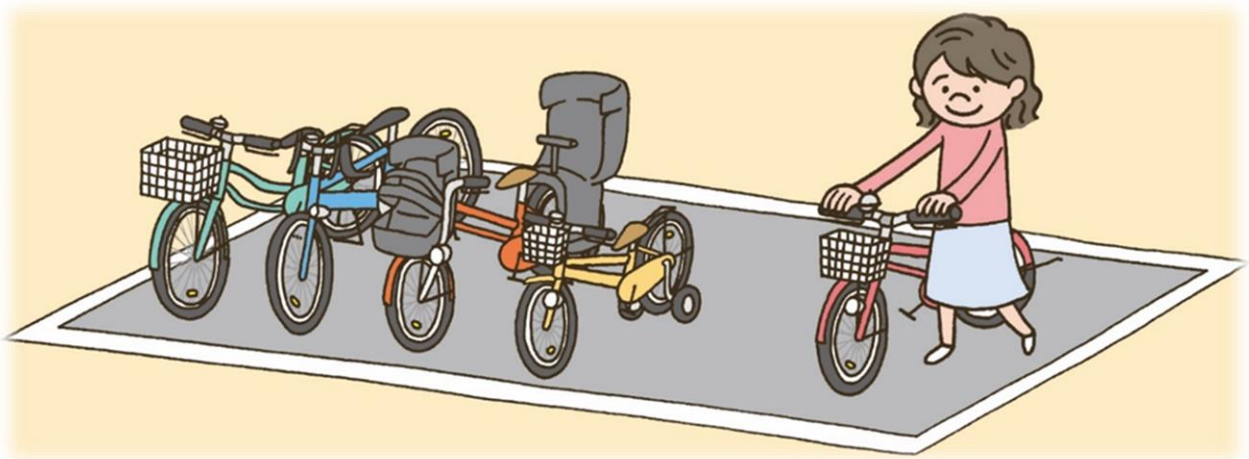
① 自転車放置禁止区域の設定

連立事業や区画整理事業等による駐輪場の整備と併せて、路上に放置された自転車が歩行者等の通行に支障をきたさないよう、自転車の放置禁止区域を設定し、路上放置自転車の撤去活動を強化していきます。




出典：大野城市資料

図 3-2 放置自転車の撤去活動の様子



【目標2】 自転車を活用した健康づくり

●目標2に関連する開発目標 (SDGs)

目標	関連する内容
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.保健 →自転車を活用した健康づくり</p>

4. 健康づくり事業の推進

自転車を利用することが健康増進に役立つメリットを広く情報発信するとともに、市民が通勤や買い物等の日常のなかで手軽に健康づくりに取り組める仕組みづくりを実施していきます。

【具体的な取り組み】

①自転車を活用した健康づくりの啓発

生活習慣病の予防や体力増進などの健康づくりに対する自転車利用の有効性について、周知啓発ポスターやチラシ等を作成し、広報や市が実施する健康講座や運動教室等の健康づくり事業の際に啓発活動を行います。

②自転車を活用した健康づくり制度の創設

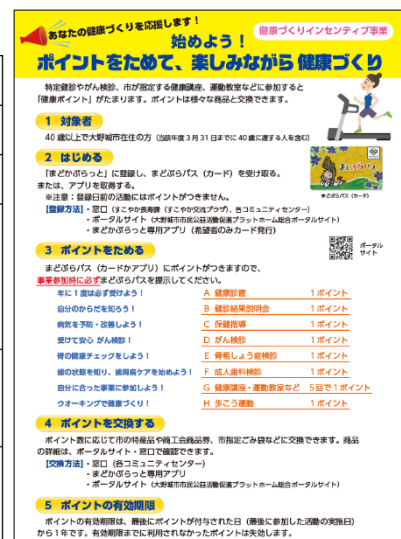
健康づくりインセンティブ事業等において、自転車による健康づくりのきっかけや、日常のなかで継続して取り組める制度を創設します。

■健康づくりインセンティブ事業とは

特定健診やがん検診、市が指定する健康講座、運動教室などに参加することで「健康ポイント」が貯まり、貯めたポイント数に応じて様々な商品と交換できる事業です。

表 3-1 健康づくりインセンティブ事業概要 (令和3年9月時点)

対象者	大野城市在住の40歳以上	
ポイント付与対象健康づくり活動	健康診査、健診結果説明会、保健指導	1ポイント
	がん、骨粗しょう症、成人歯科検診	1ポイント
	健康講座・運動教室への参加 ※健康増進教室、栄養相談、健康栄養ッキング教室、食生活改善推進教室 など	5回で 1ポイント
	歩こう運動 ※ウォーキング推進のための事業	1ポイント
ポイント交換	ポイント数に応じて、市の特産品や商工会商品券、市指定ごみ袋などに交換可能。	



出典：大野城市資料
図 3-3 健康づくりインセンティブ事業のチラシ

【目標3】 自転車を活用したにぎわいづくり

●目標3に関連する開発目標（SDGs）

目標	関連する内容	目標	関連する内容
	8.成長・雇用 →シェアサイクル等の導入 →自転車に関するイベントの実施		11.都市 →自転車を活用したにぎわいづくり

5. シェアサイクル等の導入

シェアサイクルの実証実験後、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて本格導入まで至っていないことから、昨今の社会情勢等の変化を踏まえ、after コロナにおける観光の促進を図るためシェアサイクル等の導入を進めます。

【具体的な取り組み】

①シェアサイクル等の導入

実証実験の結果を踏まえ、連立事業による市街地の新たなにぎわいの創出を見据え、近隣市と連携しながら、令和5年度までにシェアサイクル等の導入を目指します。

また、導入にあたっては、観光促進だけでなく通勤・通学等の日常的な移動手段としての活用についても検討していきます。

6. 自転車に関するイベントの実施

自転車で走ることの楽しさや利便性に気付くきっかけとなるイベントを実施し、自転車の活用を促進するとともに、新たな地域のにぎわいの創出を目指します。

【具体的な取り組み】

①自転車を活用したイベントの企画

自転車に関するイベントを企画し、新たな地域のにぎわいの創出を目指します。イベントの企画にあたっては、一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会主催の「おおのじょうまちなかわくわくパビリオン」等の既存イベントとの連携を図ります。

また、イベントでは、民間事業者等との共働により、自転車の無料点検や交通安全教育などを複合的に実施していきます。



コラム：他市町村による自転車を活用したイベントの事例

久留米市では、安全な自転車の乗り方を知ってもらうことを目的とした「サイクルチャレンジくるめ」が開催されています。

子どもから大人まで幅広い世代が参加し、以下のイベントを通して、自転車利用のきっかけの創出に寄与しています。

- ・ランニングバイクチャレンジ
- ・おもしろ自転車体験
- ・まちなかポタリング
- ・自転車の乗り方教室 など



出典：久留米市 HP

図 3-4 イベントの様子

7. 自転車による周遊ルートの設定と情報発信

大野城トレイルルートをもとに、自転車利用者が周遊できるルートを設定し、ルートに関する情報発信を行うことで、自転車を活用した地域のにぎわいの創出を図ります。

【具体的な取り組み】

①地域資源を活かした周遊ルートの設定

「大野城トレイル」をもとに、御笠川や牛頸山などの本市の地域資源を活かしたサイクリングルートを設定します。

また、設定したサイクリングルートを活用し、多くの人を楽しめる自転車イベントを関係団体と連携して企画・実施していきます。

②周遊ルートの情報発信

設定した周遊ルートについて、市のホームページや広報で観光客や地域住民に対して広く情報発信していきます。

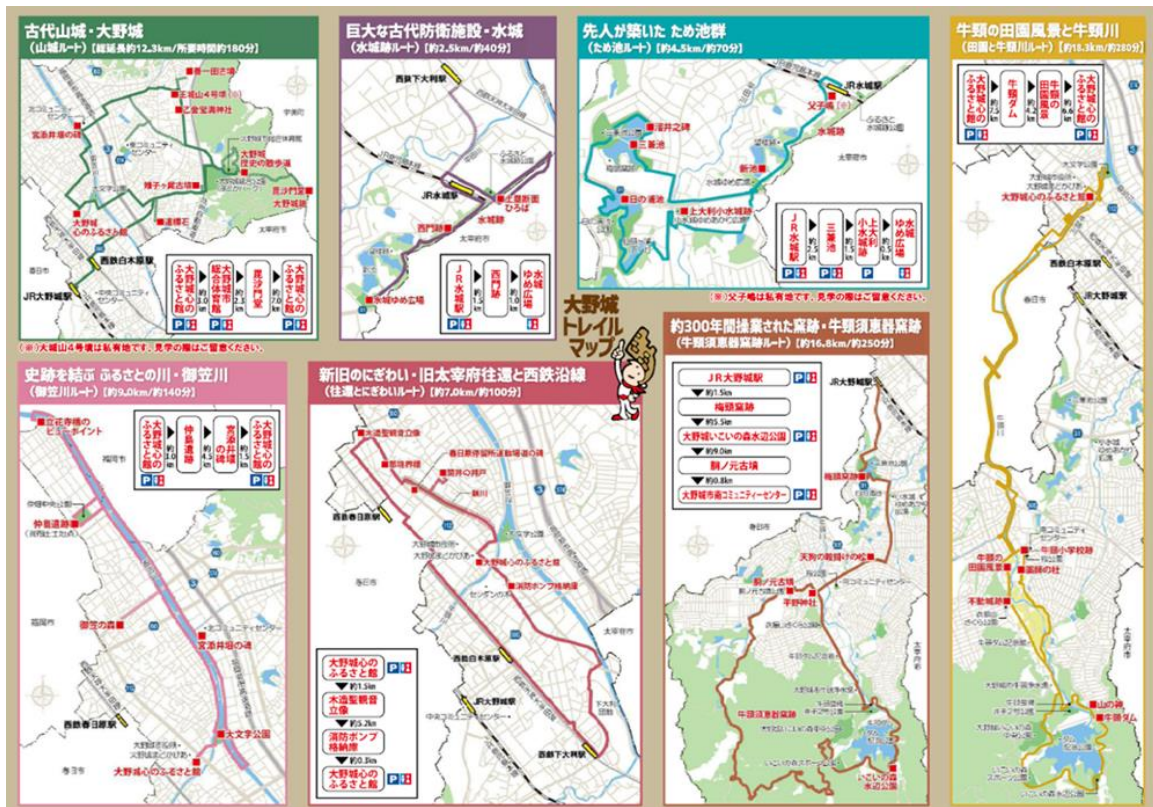
■大野城トレイルとは

にぎわいとやさしさをもったまちづくりを推進することを目的とした「ふるさと大野城の個性を輝かせるトレイル」では、市内に点在する自然・歴史・文化などの地域資源を周遊できる7つのルートを整備しています。



出典：大野城市資料

図 3-5 市内の地域資源



出典：大野城市資料

図 3-6 大野城トレイルルート一覧

【目標4】自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくり

●目標4に関連する開発目標（SDGs）

目標	関連する内容	目標	関連する内容
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.保健 →交通事故の発生抑制</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.教育 →各種交通安全教育の実施 →自転車の交通ルール・マナーや日常点検整備等に関する情報の発信</p>

8. 交通安全教育の拡大推進

全ての市民に自転車の交通ルール・マナーの周知を図るため、小学生から高齢者まで各年齢段階に応じた自転車等の交通安全教育を実施していきます。

【具体的な取り組み】

①ライフステージ別の自転車交通安全教育の実施

小学生から高校生までは、生活が変化する入学時などに各学年に応じた交通安全教育を実施し、社会人等に対しては、関係団体と連携した出前講座による交通安全教育を実施していきます。

また、日常においては、交通安全指導員や警察と連携した街頭指導に加え、公共施設などでのチラシやPR動画等での啓発など、様々な場面で自転車の交通ルール・マナーの啓発を実施します。

さらに、今後予定している自転車関連イベント等では、警察と連携した交通安全イベントを実施し、自転車シミュレータやVR動画などの機器を用いた体験型交通安全講習を行います。

ライフステージ	小学生	中学生	高校生	大学生	社会人	高齢者
交通安全教室	関係団体と連携した出前講座による交通安全講習会					
	学校における交通安全教室 (小学校1・4年生、中学校1年生を対象に実施)					
	自転車運転免許証の発行	自転車交通安全講習受講済証の発行				
街頭指導	交通安全指導員や警察と連携した街頭指導					
体験型教育	新入生見守りパトロールや通学路における見守り指導					
			スクエアド・ストレイト教育技法による交通安全教育	自転車シミュレータやVR動画を活用した体験型交通安全講習		
保険加入のための広報・啓発	自転車保険加入義務化の周知					
紙媒体による交通ルール・マナー向上のための広報・啓発	リーフレット・啓発動画等を活用した自転車交通安全教育					
	市広報誌・県広報誌を活用した定期的な交通ルール・マナーの啓発					
駐輪場向上のための広報・啓発			高校生への自転車「カーブアップ」の配布	駐輪場での街頭啓発・のぼり旗の設置によるキャンペーン事業		

図3-7 ライフステージ別の自転車交通安全教育

※スクエアド・ストレイト教育技法とは

- ・・・スタントマンによる模擬の交通事故を見学し、ヒヤッとする体験を通じて啓発効果を高める教育技法。


■自転車の交通ルール・マナー向上のための取り組み

小学校にて交通安全教育の実施や交通ルール・マナー向上のための啓発活動を行っています。



出典：大野城市資料

図 3-8 交通安全教室の様子

自転車運転免許証	
氏名	大野 ジョー
学校名	大野城市立 ○○小学校
番号	第……………号
交付	令和〇年〇月〇日
 大野城市交通安全指導員会 会長 ○○ ○○	

出典：大野城市資料

図 3-9 交通安全教室参加者に配布する免許証

筑紫地区自転車マナーアップ運動実施中!

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメット着用

福岡県では、自転車条例が改正され、令和2年10月1日より県内で自転車を利用する人すべてに「自転車賠償保険」への加入が義務化されました。

賠償額 約9,500万円

自転車賠償の加入義務(令和2年10月1日施行)

筑紫地区安全安心まちづくり推進協議会

筑紫地区における自転車関連交通事故発生状況 (令和2年中)

自転車関連交通事故発生件数

春日市	63
大野城市	118
那珂川市	64
筑紫野市	46
太宰府市	78

事故類型別

出会い頭	220
左折時	60
右折時	39
正面衝突	8
その他	42

令和2年中の筑紫地区における自転車に関連する交通事故は、369件発生しました。事故類型別で見ると、**出会い頭の事故が全体の約60%**、**右左折時の事故が全体の約25%**を占めています。

自転車を利用する際は「自転車安全利用五則」を守り、自転車事故の被害者・加害者とならないようにしましょう。

こんなところで、事故が起こっている!!

- 交差点での事故: 交差点では必ず一時停止して、左右の安全を確かめる。信号の変わり目でのかけ込み横断は危険。無理な横断は絶対しない。
- 歩行者との事故: 歩道では歩行者優先。歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止又は自転車を降りて押して通行する。歩道では車道寄りを通行し、すぐに止まれる速さで走行する。

一時不停止

信号無視

自転車の盗難も要注意です! 自転車を盗難から守るためや、被害回復のために**自転車防犯登録**を! 駐輪する際は**ツーロック(二重ロック)**をし、盗難防止をしましょう!

出典：筑紫地区安全安心まちづくり推進協議会

図 3-10 自転車の交通ルール・マナー向上のためのチラシ



コラム：自転車を安全に利用するためには

■自転車安全利用五則

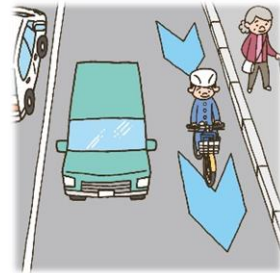
自転車を安全に利用するため、「自転車安全利用五則」を守りましょう。

①自転車は車道が原則、歩道は例外のみ通行可

自転車は、道路交通法上「軽車両」と位置づけられています。歩道と車道の区別があるところでは車道を通行しましょう。

ただし、以下の場合は歩道を通行することができます。

- ・「自転車及び歩行者専用」の標識や「普通自転車歩道通行可」の標示があるとき。
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき。
- ・道路工事が行われている場合や車道を通る車が多く危険な場合など、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないとき。



②車道は左側を通行

自転車は、車道の左側に寄って通行しましょう。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しましょう。

④安全ルールを守る

以下のルールを守りましょう。

夜間はライトを点灯



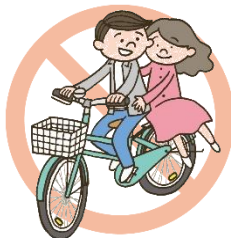
飲酒運転禁止



交差点での信号遵守



2人乗り禁止



並進禁止



一時停止・安全確認



⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、13歳未満の子どもに乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



10. 自転車点検整備の推進

自転車利用者の安全を確保するため、交通安全教育や自転車関連イベントの機会等を通じて、日常的な点検整備の重要性について啓発していきます。

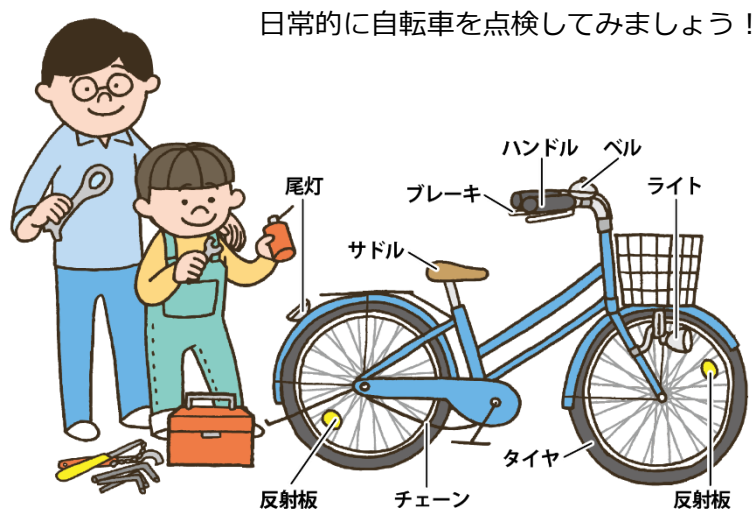
【具体的な取り組み】

① 日常的な点検整備の推進

自転車の整備不良による交通事故を防止するため、市内の自転車販売業者や学校等と連携して、整備点検が行える事業所の情報や日常的な自転車点検の方法などの情報を発信していきます。

また、自転車関連イベントと併せて、自転車の無料点検キャンペーンや、点検整備の方法等についての講習会などを実施し、点検整備を受ける意識の醸成を図ります。

さらに、今後の駐輪場整備と併せて駐輪場利用者を対象とした自転車点検サービスの実施についても検討していきます。



コラム：自転車点検整備促進パンフレットの事例



出典：福岡県 HP

図 3-12 自転車点検・整備等の推進に向けたパンフレット

11. 災害時の自転車活用

東日本大震災では、多くの交通機関が被災するなか、自転車が移動手段として活躍しました。

また、令和3年5月に改訂された国の自転車活用推進計画では、被災状況の把握のための自転車の活用や住民の避難等におけるシェアサイクルの活用の推進が示されています。

これらのことから、災害時における自転車の活用について調査・研究を行い、自転車を活用した迅速な被災状況把握や帰宅困難者の解消などについて検討します。

【具体的な取り組み】

① 災害時におけるシェアサイクル等の活用

国・福岡県による災害時における自転車の活用に関する課題や有用性の検証結果を踏まえ、シェアサイクル等の災害時における活用方法について検討します。

3-4 年間スケジュール

各目標におけるイベント等の活動については、以下のスケジュールで実施していきます。

このほか、広報・市HP・地方雑誌への掲載などの周知活動については、年間を通して随時実施していきます。

	具体的な取り組み	活動内容	実施期間													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
目標1	放置自転車対策の強化	放置自転車撤去キャンペーンの実施														
目標2	健康づくり事業の促進	健康・食育フェスティバルでの自転車を活用したイベントの実施														
目標3	自転車に関するイベントの実施	おおのじょうまちなかわくわくパビリオンでのサイクリングイベントの開催														
目標4	交通安全教育の拡大促進	各学校での交通安全教育の実施														
		警察と連携した体験型交通安全講習の実施														
	自転車点検整備の推進	民間事業者と提携した自転車点検イベントの実施														

※活動内容については、施策の成果や市民ニーズを踏まえ、内容や実施時期など適宜見直していきます。

図 3-13 年間スケジュール

